

5. 高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者は、国勢調査による総人口の動態に関わらず、増加する一方であり、令和8年3月末日現在の住民基本台帳による高齢者数は、総人口182,958人に対し57,009人であり、高齢化率は31.2%となっています。

なお、令和3年3月に総務省が公表した令和2年10月1日現在の人口推計によると、我が国の高齢化率は、28.4%であり、本市は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。

山口市の高齢者人口の推移

国勢調査		総人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率
平成12年	(2000年)	197,115	39,212	19.9%
平成17年	(2005年)	199,297	43,297	21.7%
平成22年	(2010年)	196,628	46,709	23.8%
平成27年	(2015年)	197,422	53,325	27.0%
令和2年	(2020年)	193,966	56,173	29.0%

国においては、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じた「地域共生社会」を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めるとともに、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上に向けた取組を進める必要があるとされております。

こうした状況を踏まえ、本市が高齢化のピークを迎える令和22年度を見据え、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした、「第十次山口市高齢者保健福祉計画」と「第九次山口市介護保険事業計画」を策定しました。この計画では、地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、高齢者、障がい者、子ども等の制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であるという考えのもと、基本方針を「家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」と定め、その実現に向けた取組を進めています。

●地域包括支援センター

地域の高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、包括的・継続的に支援するための総合機関として、①高齢者やその家族の総合相談支援、②虐待高齢者や認知症高齢者等の権利擁護、③介護予防ケアプランを作成し介護予防サービスの利用支援を行う介護予防ケアマネジメント、④適切なサービスが継続して利用できるよう、地域のケアマネジャーを支援するケアマネジメント支援等を行っています。

山口市基幹型地域包括支援センター

- ・山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室
- ・山口市基幹型地域包括支援センター阿東分室

山口市中央地域包括センター

山口市北東地域包括支援センター

山口市北東第2地域包括支援センター

山口市鴻南地域包括支援センター

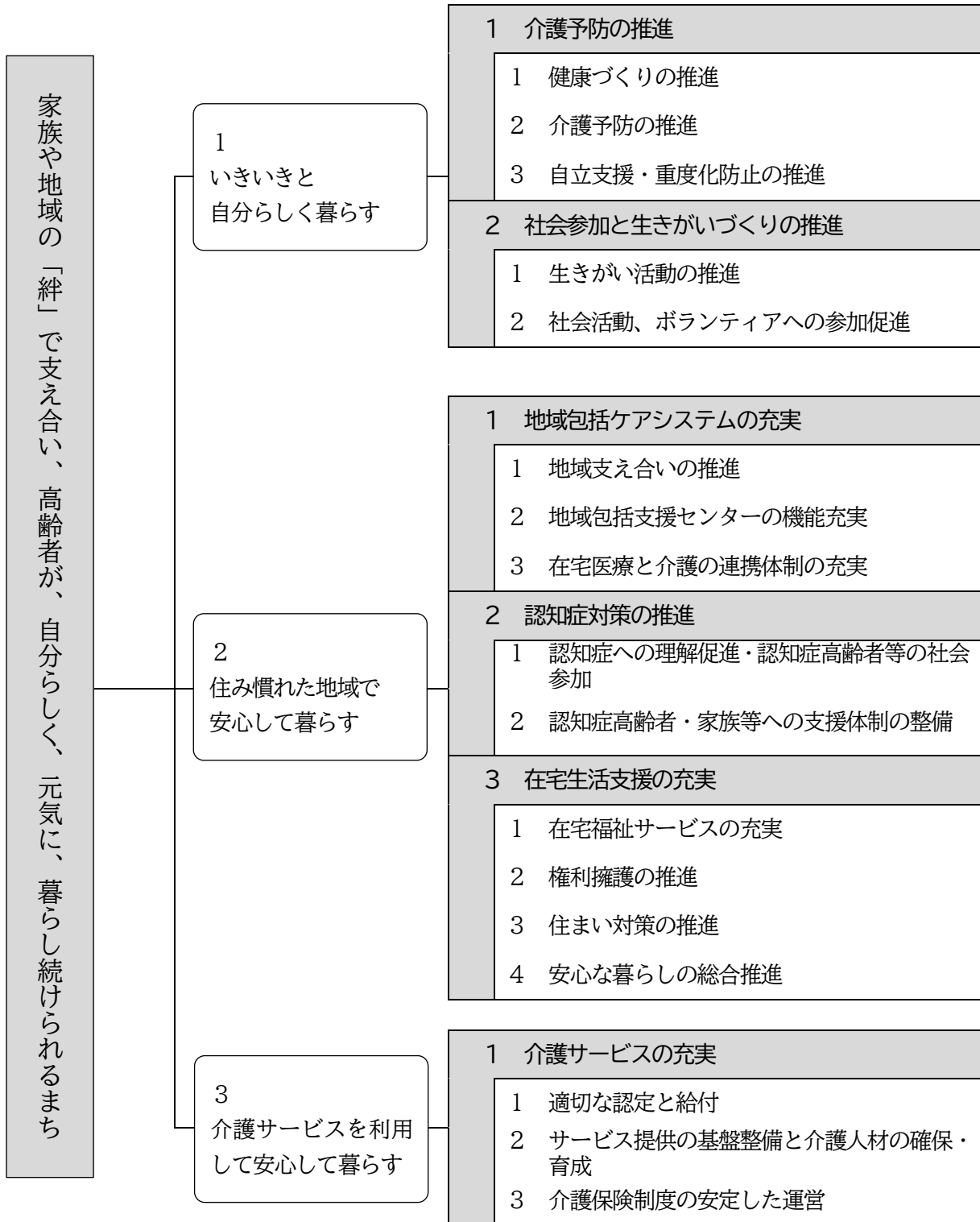
山口市川西地域包括支援センター

山口市川西第2地域包括支援センター

山口市川東地域包括支援センター

山口市高齢者保健福祉施策体系

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても望む場所で安心して暮らすことができるよう、個々に見合った支援体制の整備と、保健・医療・福祉の連携による包括的ネットワークの構築を図るため施策を体系化する。



I 介護予防の推進

1. 健康づくり対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 健康診断 a 特定健康診査	<p>対象者</p> <p>40歳から74歳の国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 無料 ・検査内容 一般理学的検査、血液検査（肝機能検査、腎機能検査、血糖検査など）、尿検査、心電図検査など 	保険年金課
b 人間ドック（一日）	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 検査費用の2割（約4,500円～9,300円） ・検査内容 一般理学的検査、血液化学検査、胃部や食道のX線検査又は内視鏡検査、心電図検査、腹部超音波検査など ■任意検査（希望者は追加できます） 前立腺がん調査（55歳以上） …前立腺腫瘍マーカー（PSA）検査 子宮がん検診（20歳以上） …子宮頸部がん検診 ・受診者負担額 検査の一部（いずれも1,000円） 	
c 簡易脳ドック	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 検査費用の2割（5,800円） ・検査内容 MRI・MRA検査 	
d 歯周疾患健診	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和9年2月28日まで ・受診者負担額 無料（自己負担金800円は実施医療機関が負担） ・検査内容 歯の状況、歯肉の状況、口腔内の状況、歯科保健指導 	

事業名	事業の内容	取扱課
(2) 健康診査 a 肝炎ウイルス検診	検診は血液検査による B 型、C 型肝炎ウイルス検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診を受診した方を除く）	健康増進課
b 胃がん検診	検診は問診に加え、胃部エックス線検査と胃部内視鏡検査のいずれかを行います。 対象者 40 歳以上の市民（胃部内視鏡検査は、原則 50 歳以上の市民で 2 年に 1 回）	
c 子宮がん検診	検診は問診と頸部細胞診を行います。（場合により体部細胞診） 対象者 20 歳以上の女性市民（2 年に 1 回）	
d 乳がん検診	検診は問診とマンモグラフィを行います。 対象者 40 歳以上の女性市民（2 年に 1 回）	
e 肺がん検診（65 歳以上の方は結核検診を含む）	検診は問診と胸部レントゲン検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民	
f 大腸がん検診	検診は問診と免疫便潜血検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民	
g 前立腺がん検診	検診は問診と血液検査による PSA 検査を行います。 対象者 満 50 歳以上で偶数年齢になる男性市民	
h 骨粗しょう症検診	検診は問診と骨量測定を行います。 対象者 令和 8 年 4 月 1 日現在 40、45、50、55、60、65、70 歳の女性市民	
i 歯周疾患検診	歯科健康診査と歯科保健指導を行います。 対象者 令和 8 年 4 月 1 日現在 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳の市民	

※対象者は、a～g まですべて令和 8 年度中に対象年齢に到達する方を含む。

事業名	事業の内容	取扱課
(3) 健康相談 (介護予防健康相談)	保健師、管理栄養士による血圧測定、個別相談を行います。 特定健診その他の健康診査等を受けられた方には、結果の説明及び事後指導を行います。	健康増進課
(4) 健康教育 (介護予防健康教育)	保健師、管理栄養士等が健康づくりや介護予防について講義、実技を行います。	健康増進課
(5) 訪問指導 (介護予防訪問指導)	健(検)診結果の説明や生活習慣の改善、介護予防に関する事などについて、保健師等が訪問し、保健指導を行います。	健康増進課 高齢福祉課
(6) 特定保健指導	国保被保険者で実施年度において40歳から74歳までの方のうち特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善が必要な方に、生活習慣を見直す支援を行います。	健康増進課
(7) はり、きゅう施術費 助成事業	山口市国民健康保険被保険者を除く70歳以上の高齢者を対象に、健康保険が適用されないはり、きゅうの施術にかかる費用の一部を助成します。 1回について1,000円の助成を行います。(1か月に5回まで)	高齢福祉課

(※74歳以下の国民健康保険被保険者のはり、きゅう施術費助成事業については、53ページを参照)

2. 介護予防対策

要介護状態または要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことが出来るように、活動的な状態にある高齢者から要支援の認定を受けた方まで、切れ目なく介護予防サービスを提供します。

介護予防のための事業として、要支援1・2の方と基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方を対象にした「一般介護予防事業」を実施します。

介護予防・生活支援サービス事業では、日常生活上の支援や機能訓練が必要な人に対して「通所型サービス」「訪問型サービス」「その他の生活支援サービス(配食見守り支援サービス)」を提供します。

一般介護予防事業では、「介護予防出張講座」「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」などを通じて介護予防の知識の普及や、地域における介護予防活動の取組を支援します。

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の方と基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方のうち日常生活上の支援や機能訓練が必要な人を対象にして「通所型サービス」「訪問型サービス」「その他の生活支援サービス(配食見守り支援サービス)」を行います。	高齢福祉課
(2) 介護予防出張講座	高齢者の所属する地域の団体や高齢者を支援するボランティア団体等を対象に、次の介護予防に関するメニューについて知識の提供等を行います。受講料は無料です。 <ul style="list-style-type: none"> ・転倒骨折予防 ・認知症予防 ・お口の健康 ・食事の工夫 ・生活習慣病予防 ・排泄トラブルへの対応 ・高齢者の健康管理 ・薬との上手なつきあい方 ・関節症の方の生活の工夫 ・ロコモティブシンドローム予防 ・介護予防事業に関すること 	高齢福祉課 介護サービス提供事業者等へ委託
(3) 地域介護予防活動支援事業	地域において、介護予防や高齢者の社会的孤立感解消のための活動を行う自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等を対象に、講習会の開催や活動費の支援を行い高齢者の生きがいと社会参加を促進します(地域住民グループ支援事業)。 また、地域で介護予防に取り組むグループを支援する人材の育成及び活動の仕組みづくりや運動をきっかけとした高齢者の通いの場づくりとして「いきいき百歳体操」の普及を推進します。	高齢福祉課 市社協へ一部委託
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	新規相談者へ対応をする地域包括支援センターや、高齢者を支援する在宅支援チーム、介護予防サービス事業所へ、リハビリ専門職を派遣し、自立支援に向けた助言やアセスメント支援を行います。また、「いきいき百歳体操」などの地域住民による介護予防の取組を支援し、介護予防の機能強化を図ります。	高齢福祉課 介護サービス提供事業者等へ委託

II 生きがいづくり

1. 生きがい対策・社会活動への参加促進

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 老人クラブ活動 助成事業	同じ地域に住むおおむね 60 歳以上の高齢者で構成する老人クラブの活動に対して助成します。	高齢福祉課
(2) すこやかボランティア事業	施設等での介護支援のボランティア活動を行う高齢者等を支援します。助成にあたっては、その実績をポイントとして評価し付与するとともに、当該高齢者等の申し出によりポイントを交付金及び地域の特色を活かした物品に転換します。	//
(3) 地域介護予防活動支援事業 (再掲)	地域において、介護予防や高齢者の社会的孤立感解消のための活動を行う自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等を対象に、講習会の開催や活動費の支援を行い高齢者の生きがいと社会参加を促進します。また、地域で介護予防に取り組むグループを支援する人材の育成及び活動の仕組みづくりを行います。	高齢福祉課 市社協へ 一部委託
(4) ふれあい・いきいきサロン	地域の「憩いの場づくり」、「仲間づくり」を図ることを目的としています。ひとり暮らし高齢者をはじめ、地域に住む誰もが、気軽に、楽しく、過ごすことのできる場を地域の中につくる活動です。	市社会福祉協議会
(5) 健康づくりふれあい大会	おおむね 60 歳以上の高齢者がスポーツを通じて交流を深め、健康の保持と体力の増進につとめ、社会参加の意欲を高めようとするものです。	高齢福祉課 市社協 市老連 共催
(6) 健康増進老人福祉大会	敬老の日にあたり、広く老人福祉について関心と理解を深め、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を高めるために開催します。	//
(7) 敬老行事助成事業	各地区で行われる敬老行事に対して助成します。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

2. 高齢者の雇用拡大・集い憩う場の準備

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 老人憩の家	60歳以上の高齢者に健全な保健休養の向上及びレクリエーションの場を提供して、心身の健康増進を図るとともに、より多くの友をつくり生きがいを高めていただきます。	高齢福祉課 指定管理者 株式会社三宅商事
(2) 老人福祉センター	高齢者の各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションの場を提供します。 ・ 山口市老人福祉館、山口市小郡老人福祉センター、山口市阿東老人福祉センター	高齢福祉課 指定管理者 山口市老人福祉館 市社協
(3) 公益社団法人 山口市シルバー 人材センター	地域の高齢者が、共働、共助しながら地域社会に密着した臨時的・短期的な仕事を家庭・事業所・官公庁等から組織的に引き受け、センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供するという仕組みで運営されます。 会員は、山口市に在住する60歳以上の健康で、働く意欲があり、公益を目的とする方です。	山口市シルバー人材センター
(4) 高齢者生きがい センター	高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流促進等地域住民のコミュニティ活動に利用できます。	高齢福祉課 指定管理者 地区社協等
(5) 串地区老人作業所	豊富な人生経験と生活の知恵を生かし本来の趣味と器用さをもって作品の製作を行うことができます。毎週木曜日に定例作業を行っています。	高齢福祉課 指定管理者 ゆめ工房 運営委員会

III 地域での生活を支える基盤づくり

1. 生活支援対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 家事援助サービス 事業	介護保険料第1段階から第3段階のおおむね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯等に対して、日常生活上の軽易な援助（外出時の援助、買い物、洗濯等）を行います。	高齢福祉課
(2) 生活支援訪問 サービス事業	介護保険の対象とならないおおむね65歳以上のひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯等を対象として、介護予防の視点を持った生活指導員を派遣して、家事援助、生活管理の指導等の支援を行います。	//
(3) 生活支援短期宿泊 サービス事業	おおむね65歳以上の一時的に養護が必要になった在宅高齢者に対し、老人ホームや老人短期入所施設への宿泊により生活習慣の指導や身の回りのお世話をしています。	高齢福祉課 委託先 各法人等
(4) 日常生活用具 給付事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活に必要な用具類（火災報知器（設置義務箇所以外に限る）、自動消火器、電磁調理器）を給付して、日常生活の便宜を図るものです。ただし、用具類の種別による対象者の制限、世帯の所得状況による費用負担があります。	高齢福祉課

事業名	事業の内容	取扱課
(5) 配食見守り支援事業(生活支援型給食サービス)	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等で、栄養改善が必要な場合、安否の確認と食生活の安定を図るため配食サービスを行います。	高齢福祉課
(6) 山口市有償在宅福祉サービス事業	会員同士の助け合い活動で、高齢者や障がい者世帯等で日常生活上の家事などで困っているときに、有料で援助しあう事業です。	市社会福祉協議会
(7) お元気コール	地域の中で普段から目の届きにくい世帯(ひとり暮らし高齢者または、障がい者)などに「安全・安否の確認」や「健康状態の確認」、「精神的ケア」などを図るため、希望者に対して電話による声の訪問を行います。	//
(8) シルバー福祉・生活支援サービス事業	「高齢者が地域に貢献する社会」をめざし、シルバー人材センターの会員の方が、地域の中で安心して暮らしていくための家事援助を必要とされている方々に、生活支援サービスを提供するものです。	市シルバー人材センター
(9) 敬老金支給事業	88 歳・100 歳の高齢者に敬老金 1 万円を支給します。	高齢福祉課
(10) チェアキャブ貸出事業	身体的障がいがあるため社会参加や外出が困難な方にチェアキャブ(車椅子のまま乗れる福祉車両)の貸し出しを行う事業です。運転は家族か友人、知人にさせていただきます。	市社会福祉協議会
(11) 高齢者福祉給付金	高齢者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかったため老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった方に対して、高齢者福祉給付金を支給します。	高齢福祉課
(12) 高齢者等交流施設運営事業	商店街を訪れる市民が、世代や高齢者、障がい者の枠を超え、気軽に交流、休憩できる場所(ほっとさろん中市・まちのえき)を設置し、まちなかでの交流の創出や移動援助を、特に福祉の視点から実施します。	高齢福祉課 山口せわやきネットワークへ委託
(13) ふれあい型給食サービス事業	地域の団体が中心となって、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に定期的(月 1 回以上)給食サービスの提供を行い、ふれあいの中で安否確認を行うものです。	高齢福祉課 市社協へ委託
(14) 移送サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な阿知須地域の方に対し、移送用車両により有償で、利用者(登録制)の居宅と医療機関等との間を移送します。	//
(15) 介護用品支給事業	介護保険料第 1 段階から第 3 段階で、介護保険において要介護の認定を受けており、在宅の常時失禁が認められる高齢者に対し、介護用品(紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド)を支給します。	高齢福祉課

事業名	事業の内容	取扱課
(16) 在宅復帰支援事業	要支援・要介護認定者が、施設入所中及び医療機関入院中に、介護保険サービスを利用して外泊することにより、退所・退院後の日常生活における不安を軽減し、在宅復帰の促進及び支援を行う事業です。	高齢福祉課
(17) 家族介護支援事業	認知症高齢者を支える家族等や高齢者を在宅で介護している家族等が、集い交流を深め、介護に関する情報交換や研修を行う活動に補助を行うとともに、介護者の会等へ参加し支援を行います。	//

2. 認知症高齢者対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。	高齢福祉課
(2) 「もの忘れホットライン」 (認知症電話相談)	認知症の初期段階の本人又は家族が身近に相談できる電話を設置しています。電話番号：083-922-2410	//
(3) ほっと安心SOSネットワーク事業	認知症や障がい等により高齢者・障がい者等が行方不明になった際に地域住民や協力事業者等の協力を得て、早期に発見する取組です。行方不明になる可能性のある人の情報を事前登録し、その方が行方不明になった際に家族等からの依頼により、身体的特徴や服装等の情報を協力事業者及び市民（防災メール等登録者）に配信し、情報提供をお願いするものです。	高齢福祉課 障がい福祉課
(4) 見守り支援機器の購入費用等の支援	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の安全を確保するため、デジタル技術を活用した行方不明の高齢者の早期発見に向けて、見守り支援機器（GPS 端末機器）の購入及びレンタルに係る初期費用の支援を行います。	高齢福祉課
(5) 認知症初期集中支援事業	認知症が疑われる人または、認知症の人で医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人等に対し、認知症初期集中支援チーム員が概ね6か月を目安に適切な介護サービスや医療へつなげていくために集中的に支援を行うものです。	//
(6) 認知症高齢者家族の会	認知症高齢者の家族が、お互いの介護に関する情報や悩みを共有し、介護不安の軽減とともに介護力の向上を図ります。 つくしの会（山口地区認知症を支える会） やすらぎの会（徳地地区認知症を支える家族の会） ひなぎくの会（阿東認知症を支える家族の会）	//

事業名	事業の内容	取扱課
(7) 高齢者の心の健康相談、認知症に関する相談等	高齢者の精神保健（認知症高齢者等）に関する相談指導を行っています。	山口健康福祉センター
(8) 精神保健相談	心の健康に不安のある方や、精神障がい及び酒害等療養、社会復帰等についての相談や指導を実施するものです。	//

3. 高齢者の虐待防止・権利擁護

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 高齢者虐待防止相談窓口	<p>高齢者虐待及び養護者（家族）に関する相談・届出・通報の窓口は山口市地域包括支援センター（分室を含む）で受け付けます。 〔高齢者虐待や養護者の支援に関する相談は下記まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市中央地域包括支援センター TEL 083-934-3338 ・ 山口市北東地域包括支援センター TEL 083-941-6672 ・ 山口市北東第2地域包括支援センター TEL 083-929-1414 ・ 山口市鴻南地域包括支援センター TEL 083-934-3333 ・ 山口市川西地域包括支援センター TEL 083-976-5711 ・ 山口市川西第2地域包括支援センター TEL 0836-39-9012 ・ 山口市川東地域包括支援センター TEL 083-986-2077 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室 TEL 0835-52-0670 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター阿東分室 TEL 083-956-0995 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2758 <p>〔休日夜間〕 緊急時のみ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-922-4111(代) *山口市役所本庁舎宿直につながります。 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室、阿東分室は上記の電話番号が、それぞれの宿直へつながります。 	高齢福祉課
(2) 成年後見制度利用支援事業	<p>身寄りのない認知症高齢者等で、成年後見制度の利用が必要な方に対して、市長が代わって後見等開始の審判申立てを行い、その手続きに要する経費を負担します。また、経済的に制度の利用が困難な低所得者に対して、後見人等の報酬を助成します。 〔成年後見制度の利用や、判断能力の低下により財産や権利の保護が必要な場合の相談は下記まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市成年後見センター TEL 083-934-2600 	//

4. 安心・安全な生活環境の整備

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 緊急通報システム事業	<p>おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方で、緊急時の通報が困難であり、慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な方を対象に、緊急通報措置を設置し、急病等に対応します。</p>	高齡福祉課
(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業	<p>シルバーハウジング住戸が整備された団地等へ入居されている高齢者の方々が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように生活援助員が生活指導、相談業務、安否の確認、緊急時の対応等の援助を行う制度です。</p> <p>県営平川団地シルバーハウジング (運営主体) 社会福祉法人 博愛会 山口あかり園 中園町市営アパートシルバーハウジング (運営主体) 済生会山口地域ケアセンター やすらぎ</p>	高齡福祉課 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">博愛会・済生会へ委託</div>
(3) 養護老人ホーム	<p>65 歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所の対象となり、入所判定審議会での審査が必要です。ただし、寝たきりや、中程度以上の認知症の方は、入所できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム福寿園 ・山口市養護老人ホーム秋楽園 ・山口市阿東老人ホーム 	高齡福祉課
(4) 軽費老人ホーム	<p>60 歳以上で、身の回りのことが自分でできるが、身寄りがなにか又は家庭の事情により家族との同居が困難な方が入所の対象となります。</p> <p>食事の提供のほか、浴室、娯楽室等が設備されています。また、状態によっては、必要な身のまわりの世話等が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンライフ日吉台 	直接施設へ
(5) ケアハウス	<p>60 歳以上で身体機能の低下、高齢等のため独立して生活するには不安のある方が入居の対象となります。</p> <p>食事や入浴などの基本的サービスを提供するほか、必要に応じ訪問介護等を受けることもできます。</p> <p>高齢者が自立した生活を維持できるよう設備が工夫されている一方、各個室に簡易な台所、トイレを備え、プライバシーの保護にも配慮したつくりになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口温泉ホーム ・日吉台ケアハウス ・ケアハウス悠々 ・秋穂温泉ホーム ・ケアハウス有勲荘 	//

事業名	事業の内容	取扱課
(6) 生活支援ハウス	ひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する原則 60 歳以上の市民であって、家族による援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方の入所施設です。 ただし、中程度以上の認知症の方、要介護度 2 以上の方は、対象外となります。 ・高齢者生活支援ハウス「まなご」	高齢福祉課 徳地総合支所 総合サービス課
(7) 友愛訪問活動促進事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、町内会又は民生委員・児童委員担当地区単位に見守り訪問グループを結成し、対象に適した見守り訪問活動を実施するものです。	高齢福祉課 市社協へ 委託
(8) 敬老福祉優待バス乗車証交付事業	高齢者の通院や買い物などの外出を支援するため、70 歳以上の方に敬老福祉優待バス乗車証を交付します。 利用方法：乗車証を提示の上、1 回の乗車につき 100 円を支払う。 ※「市内」および「市内から市外」、「市外から市内」の乗降の場合に利用可。 対象路線：市内を走る路線バス（防長交通、JR バス中国、宇部市交通局、宇部市生活交通バス、山口市コミュニティバス、徳地生活バス、阿東生活バス、コミュニティタクシー）	高齢福祉課
(9) おでかけサポート（要介護者等）タクシー料金助成事業	要介護・要支援認定を受けている方に利用券を交付します。 ※ただし、福祉タクシー料金助成事業の対象者、グループタクシー利用促進事業の交付者は除きます。 助成額 1 枚につき 200 円（年間 60 枚） 乗車料金が 1,000 円以下は 2 枚まで使用可。 乗車料金が 1,000 円を超える場合は 3 枚まで、1,500 円以降は 500 円を超えるごとに 1 枚追加使用可。	//
(10) 救急サポート安心キット配布事業	高齢者が障がい者など健康上不安のある方のもしもの時（急病や災害時）に備え、緊急時に必要な情報（かかりつけ医療機関、緊急連絡先、服薬内容など）を保管する専用容器一式を無料配布します。	//
(11) 高齢者そっと見守り活動事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者と接することの多い民間事業者と連携し、異変のある高齢者を早期に発見して必要な支援を行うものです。	//

◎ 高齢者、障がい者、寡婦等に対する所得税、住民税について

(1) 控除の種類及び控除額

高齢者、障がい者、寡婦等については、その稼働上又は生活上のハンディキャップに対応して、税制上次表に示すように所得からの控除を設けている。

控除等の種類	所得税(7年)	住民税(8年度)	摘要
障害者控除	27万円	26万円	
特別障害者控除	40万円	30万円	
同居特別障害者控除	75万円	53万円	
老人扶養控除	48万円	38万円	
同居老親等扶養控除	58万円	45万円	
寡婦控除	27万円	26万円	
ひとり親控除	35万円	30万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	
基礎控除	最高95万円	最高43万円	
配偶者控除	最高38万円	最高33万円	
老人控除対象配偶者の配偶者控除	最高48万円	最高38万円	
配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	
一般扶養控除	38万円	33万円	
特定扶養控除	63万円	45万円	
特定親族特別控除	最高63万円	最高45万円	

(2) 控除の対象となる人の範囲

- ア 障害者 (ア) 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人
 (イ) 児童相談所等により知的障がい者と判定された人
 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 (エ) 身体障害者手帳に身体上の障がいがある旨の記載がされている人
 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人
 (カ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人
 (キ) 常に就床を要し、複雑な介護を受けている人
 (ク) 精神や身体に障がいのある65歳以上の人で(ア)(イ)(エ)に準ずるものとして市長等の認定を受けている人
- イ 特別障害者 障害者控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する人
 (ア) アの(ア)に該当する人
 (イ) アの(イ)のうち、重度の知的障がい者と判定された人
 (ウ) アの(ウ)のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の人

- (エ) アの(エ)のうち、身体障害者手帳1、2級の人
 - (オ) アの(オ)のうち、戦傷病者手帳特別項症から第3項症までの人
 - (カ) アの(カ) (キ)に該当する人
 - (キ) アの(ク)のうち、上記(ア) (イ) (エ)に準ずるものとして市長等の認定を受けている人
- ウ 同居特別障害者 同一生計配偶者又は扶養親族(※年少扶養を含む)のうち、特別障害者で、かつ、納税義務者又はその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
※16歳未満の扶養親族(所得控除はなし)
- エ 老人扶養親族 70歳以上の扶養親族(昭和31年1月1日以前生)
- オ 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生)
- カ 同居老親等 老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
- キ 寡 婦 (ア) 夫と離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族を有し、かつ、所得金額の合計額が500万円以下の人
(イ) 夫と死別した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で、所得金額の合計額が500万円以下の人
- ク ひとり親 婚姻歴の有無にかかわらず、所得金額の合計額が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、所得金額の合計額が500万円以下の単身者
- ケ 一般扶養親族 昭和31年1月2日～平成15年1月1日及び平成19年1月2日～平成22年1月1日に生まれた人
- コ 特定扶養親族 19歳以上23歳未満の扶養親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)

(3) 住民税の非課税の範囲

- ア 前年の合計所得金額が非課税基準額以下の人
- イ 生活保護法による扶助を受けている人
- ウ 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

※詳しいことは、市民税課へお尋ねください。